

香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助金交付要綱

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援することを目的として、市町が補聴器の購入に要する費用の一部を助成した場合に、予算の範囲内において当該市町に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。県は、予算の範囲内で市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「補聴器購入費用」とは、新たに補聴器を購入する経費又は別紙「香川県難聴児補聴器購入費用助成事業実施要領」（以下「要領」という。）別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業は、別紙要領に基づき、市町が行う補聴器購入費用の一部を助成する事業とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、補聴器購入費用として市町が必要と認める額と、別紙要領別表に定める 1 台当たりの基準価格の 100 分の 106 に相当する額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定した額に 3 分の 2 を乗じた額から寄付金その他の収入額を控除した額に 2 分の 1 を乗じた額とする。ただし、算定した金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書の徴収)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする市町は、助成を希望する対象児の保護者から、あらかじめ、難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書（様式第 1 号）を徴しておかなければならない。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市町は、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助金交付申請書（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添えて知事が指定する期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 難聴児補聴器購入費用助成金交付申請書（様式第 1 号）の写し
- (2) 所要額調書（様式第 2 号（別紙 1））
- (3) 積算内訳書（様式第 2 号（別紙 2））
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 7 条 知事は、前条の規定により提出された補助金の交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、知事は、必要な条件を付することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により市町に通知するものとする。

（補助事業の変更の承認申請・補助金の変更交付申請）

第8条 前条第2項の規定により通知を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容の変更の承認を受けようとするときは、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助事業の変更承認申請書（兼）補助金の変更交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 変更所要額調書（様式第4号(別紙1)）

(2) 積算内訳書（様式第2号(別紙2)）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助事業の変更の承認申請・補助金の変更交付申請）

第9条 知事は、前条の規定により提出された補助事業の変更承認申請書（兼）補助金の変更交付申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業の変更を承認するとともに、補助金の額に変更のある場合は、補助金の交付決定を変更するものとする。この場合において、知事は、補助金の交付に必要な条件を付することができるものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業の変更承認及び補助金の交付決定の変更をしたときは、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助事業の変更承認通知書（兼）補助金の変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 精算額調書（様式第6号(別紙1)）

(2) 積算内訳書（様式第2号(別紙2)）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条の規定により提出された報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条第2項の通知を受けた補助事業者は、香川県難聴児補聴器購入費用助成事業費補助金請求書（様式第8号）により、知事に補助金を請求するものとする。

2 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、別に知事が定

める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。